

♪子どもの権利条約ってなに？

この世に生まれたすべての子どもが、幸せに成長するようにそのために 必要な「基本的な人権」の世界基準を決めた国際条約です。

1989年国連で全会一致で採択されました。

日本は1994年に批准（守ると約束）されました。

世界には大きな戦争をしたり、あちこちで民族間の争いや内戦があり、多くの子どもたちが

* 家や家族を亡くして、路上で暮らしたり

* 兵隊に使われたり

* 学校に行けなかったり

* 売られたり

* 奴隷のように働かされたり

* 性産業で、買春に利用されたり

おとなの都合で、子どもの権利が侵害させることが、あちこちで起こっていました。

それで、これではいけないと世界中から国連に集まった人が10年かけて考えに考えてつくった条約です。

子どもの権利は、親・国・地域・おとなが守ります。

出典：(社) 子ども情報研究センター保育部 ももぐみだより 2012年

「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約) 本則

第6条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもには、命が大切にされ、健やかに育つ権利があります。

その権利を守るために、国はできる限りのことをしなければなりません。

第7条 名前・国籍を持つ権利

すべての子どもは、名前や国籍を持ち、親を知り、親に育ててもらふ権利があります。

第12条 意見を表す権利

子どもは自由に自分の意見を表す権利や聴いてもらう権利を持っています。

第19条 虐待からの保護

子どもが暴力をふるわれたり、適切な扱いを受けられなかったりしないように、国は、子どもを守らなければなりません。

出典：人権学習シリーズVol. 9『あたりまえの根っこ』 大阪府府民文化部人権室